

建設工事における法令遵守等について

◇ 檀原市建設工事における最近の主な法令遵守等違反事例

- a. 現場代理人の非常駐
- b. 主任技術者（監理技術者）非専任
- c. 過積載運搬
- d. 産業廃棄物無許可運搬
- e. 建設機械用途外使用
- f. 工期遅延
- g. 資格証不携帯
- h. 仮設足場施工不良
- l. 労働災害

◇ 法令遵守等違反事例に関する根拠法令

- a. 現場代理人の非常駐

（建設工事現場に常駐しているはずの現場代理人が他工事に従事していた）

現場代理人は工事現場に常駐しなければならない

建設工事請負契約書第 10 条第 2 項（現場代理人及び主任技術者等）

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐※し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更など、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

※常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることである。

※常駐義務緩和については、以下の HP リンクを参照のこと。

[檀原市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要綱の制定について](#)

- b. 主任技術者（監理技術者）非専任

（建設工事現場に専任しているはずの主任技術者（監理技術者）が他工事に従事していた）

建設工事において、請負代金が 3,500 万円（建築一式工事である場合は 7,000 万円）以上である場合、主任技術者又は監理技術者をその工事現場に専任しなければならない

建設業法第 26 条第 3 項（主任技術者及び監理技術者の専任）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

建設業法施行令第27条第1項（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合には、7,000万円）以上のものとする。

以下（次の各号）割愛

c. 過積載運搬

（建設工事現場において資材等の運搬を最大積載量を超過して行っていた）

最大積載量を超過して車両を運転してはならない

道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）

車両（軽車両を除く。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を越えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

道路法第47条第1項・第2項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

貨物自動車運送事業法第17条第2項（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を越える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

d. 産業廃棄物無許可運搬

（建設工事現場において産業廃棄物を元請のトラックで下請が運搬していた、または産業廃棄物を許可の持たない下請業者に運搬させていた）

建設工事に伴う廃棄物の処理は、受注者（元請）が排出事業者であり、産業廃棄物の運搬を自社ではなく委託する場合、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に委託しなければならない

※下請業者により、建設工事の一部などが行なわれる場合であっても、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については事業者（元請業者）が排出事業者となる。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

※産業廃棄物の排出業者(事業者)が自ら収集運搬・処分を行なう場合は許可不要。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項（事業者の処理）

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については、産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分についても同様に、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

e. 建設機械用途外使用

（建設工事現場でクレーン装置を備えていない車両系建設機械で荷を吊り上げていた）

受注者は、パワー・ショベルによる荷のつり上げ等、当該車両系建設機械の主たる用途以外の使用はしてはならない

労働安全衛生規則第164条（主たる用途以外の使用の制限）

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシエルによる労働者の昇降など、当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

f. 工期遅延

（工事現場の施工を優先させた結果、提出書類の整理が不十分となり工期遅延となった）

受注者は、工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引渡す

建設工事請負契約書第1条第2項（総則）

受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

※建設工事請負契約書第45条第1項（履行遅滞の場合における損害金等）

受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

g. 資格証不携帯

（工事現場の施工時に監理技術者に資格者証等の提示を求めたが、携帯していなかった）

監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証※等を提示しなければならない

※監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

建設業法第26条第5項（資格者証の提示）

前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

h. 仮設足場施工不良

(工事現場において仮設足場の施工が不適切であった)

物が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれがあるとき高さ十センチメートル以上の幅木等を設ける

労働安全衛生規則第563条第6項（作業床）

作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。

1. 労働災害

(工事現場の玉掛け作業において、安全管理が不適切であったため作業員が負傷した)

事業者は、労働災害防止のため快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、労働者の安全と健康を確保しなければならない

労働安全衛生法第3条第1項（事業者等の責務）

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

※その他安全管理に関する関係法令

(例) 労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第36条第19項（特別教育を必要とする業務）

つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務

※法令遵守等の違反については、建設工事の成績採点に反映され内容によっては入札参加資格停止処分等の対象となりますので、ご注意ください。